令和2年度事後評価の実施に関する計画(政策評価の事前分析表)

(法務省2-(16))

施策名	登記事務の適正円滑な処理
	豆山宇初の旭正 1/月みだ注
担当部局名	民事局総務課、民事第一課、民事第二課、商事課
施策の概要	不動産取引の安全と円滑,会社・法人等に係る信用の維持等を図るとともに,登記に関する国民の利便性を向上させるため,登記事務を適正・円滑に処理する。
政策体系上 の位置付け	国民の財産や身分関係の保護 (Ⅲ-10-(1))
達成すべき 目標	・登記所備付地図の整備を地図混乱地域* ¹ を対象として重点的かつ緊急的に推進する。 ・登記事項証明書等発行請求機の利用を促進する。 ・長期相続登記等未了土地及び表題部所有者不明土地の解消を図る。
目標設定の考え方・根拠	・登記所備付地図は、法務局(登記所)が、不動産登記法(平成16年法律第123号)第14条第1項の規定により登記所に備え付けるものとされている土地の位置及び境界(筆界)を特定することのできる地図である。登記所備付地図の整備については、都市部の整備が遅れていたことが土地取引の促進や都市再生のための各種施策の円滑な遂行を妨げる要因の一つとなっていたことから、平成15年6月、内閣に設置された都市再生本部において「民活と各省連携による地籍整備の推進」の方針が打ち出された。これを契機として、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2004」以降、政府の経済財政改革の基本方針に登記所備付地図の整備が毎回盛り込まれており、令和2年度においては「所有者不明土地等対策の推進に関する基本方針」(令和2年7月3日所有者不明土地等対策の推進のための関係閣僚会議決定)に、「地籍を明確化するための情報基盤である登記所備付地図について、地方自治体による筆界特定申請や街区境界調査成果を活用してその整備を進める」ことが明記されているほか、「経済財政運営と改革の基本方針2020」及び「成長戦配フォローアップ」(いずれも令和2年7月17日閣議決定)においても同様の方針が明記される等、その重要性が広く認識されてきているところである。登記所備付地図には正確な土地の境界(筆界)が明示され、筆界をめぐる紛争の解決又は防止に資することにより、国民の財産の保全を図るため、同地図の整備を重点的かつ緊急的に推進していく必要がある。・不動産登記及び商業・法人登記の登記事項証明書等の交付については、請求書に必要事項を記入して請求する方法のほか、登記所で設置されている登記事項証明書等発行請求機(以下「証明書発行請求機」という。)を利用者が操作して請求することも可能であるところ、証明書発行請求機を利用した場合には、請求書の交付については、請求書に必要事項を記入して請求する方法のほか、登記の財産の教育とこれているを記事発行請求機を利用を促進していく必要がある。・所有者不明土地問題の解消は喫緊の課題であるとされている。そこで、所有者不明土地問題の解消は喫緊の課題であるとされている。そこで、所有者不明土地問題の解消は喫緊の課題であるとされている。そこで、所有者不明土地問題の解消を図るため、長期間相続登記等が未了となっている土地について、登記官が当該土地の所有権の登記名義人となり得る者を調査し、当該者に対して直接的な相続登記の保護を実施する

必要がある。また、表題部所有者の氏名、住所が正常に記録されていないことにより所有 者が不明となっている表題部所有者不明土地について、登記官が表題部所有者を探索・特 定することによって当該土地の解消を図る作業を実施する必要がある。 施策に関係する | 〇民活と各省連携による地籍整備の推進(平成15年6月26日都市再生本部方針) 3 内閣の重要政策 | 〇地理空間情報活用推進基本計画(平成29年3月24日閣議決定) (施政方針演説 第2部-1-(3) 社会の基盤となる地理空間情報及びGISの整備推進*4 等のうち主なも | 〇国土強靱化基本計画(平成30年12月14日閣議決定) **ഗ**) 第3章-2-(12) 土地利用(国土利用)*5 〇経済財政運営と改革の基本方針2020 (令和2年7月17日閣議決定) 第3章-2-(1)④ 地方都市の活性化に向けた環境整備 6 〇成長戦略フォローアップ(令和2年7月17日閣議決定) 6 - (2) - iv) - (1 - I)都市の競争力の向上*7 〇都市再生基本方針(平成30年7月13日閣議決定) 第二-2 安定的な民間都市開発推進のためのファイナンス環境の整備等® 〇所有者不明土地等対策の推進に関する基本方針(令和2年7月3日所有者不明土地等対 策の推進のための関係閣僚会議決定) 3 地籍調査の円滑化・迅速化*9 政策評価実施 令和3年8月 予定時期

測定指標	基準値			年度ごと	の目標値	
炽 足指標	本 华胆	基準年度	29年度	30年度	元年度	2年度
1 登記所備付地図作成作業における作業実施面積(平方キロメートル)	_	_	26	26	26	26

測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠

これまで法務局では、緊急に地図整備を必要としている都市部の人口集中地区(DID)の地図混乱地域を対象として、登記所備付地図作成作業を計画的に進めてきたものの、地価が高額であるなどといった理由により、大都市の枢要部や地方の拠点都市の地図の整備は進んでおらず、また、東日本大震災の被災県においても、復興の進展に伴い地図の整備が求められていることから、それら地域をも対象として、平成27年度から、以下のとおり登記所備付地図の整備をさらに推進することとしている。

- ① これまでの都市部の地図整備計画を継続・拡大し、200平方キロメートルを対象とする平成27年度からの10か年計画「登記所備付地図作成作業第2次10か年計画」を策定
- ② 東京、大阪、名古屋などの大都市及び地方都市の枢要部について、権利関係が複雑であり地権者の権利意識も高いなどの理由により地図の整備が進められていないことを踏まえ、これら地域のうち30平方キロメートルを対象とする平成27年度からの10か年計画「大都市型登記所備付地図作成作業10か年計画」を策定
- ③ 東日本大震災の被災地の復旧・復興のためには、地図整備が必要不可欠であることを踏まえ、宮城県、福島県及び岩手県の9平方キロメートルを対象とする平成27年度からの3か年計画「震災復興型登記所備付地図作成作業3か年計画」を策定、さらに、当該計画を延長し、宮城県、福島県及び岩手県の9平方キロメートルを対象とする平成30年度からの新たな3か年計画「震災復興型登記所備付地図作成作業第2次3か年計画」を策定

そこで、登記所備付地図作成作業における作業実施面積を測定指標として、上記計画に基づいて定められている平成29年度から令和2年度までの作業実施予定面積を目標値とした。

温土の中体				年度ごと	の実績値				
過去の実績 	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	
登記所備付地図作成作業における 作業実施面積 (平方キロメートル)	17	17	17	18	24	25	26	27	

測定指標	基準値			年度ごと	の目標値	
测 足拍标	基华 胆	基準年度	29年度	30年度	元年度	2 年度
2 証明書発行請求機が設置されている登記所における証明書の発行件数のうち、証明書発行請求機により請求された件数の割合(%)		_	_	_	_	52

測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠

証明書発行請求機については、平成27年度法務省行政事業レビューの公開プロセスにおいて、利用率の向上を図るべきであるとの評価がされ、これを受けて、平成28年度から、行政事業レビューシートにおいて、登記所内に設置されている証明書発行請求機の利用率について、令和2年度までに52%以上とするとの成果目標を設定している。

他方、平成27年度登記簿等の公開に関する事務(乙号事務)の入札(委託業務の実施期間:平成28年10月から令和2年9月末まで)において、落札者である受託事業者から高い水準での事務処理を実現する提案として、証明書発行請求機の利用促進を通じて省力化を図るための方策が提案されており、委託法務局においては、請求機の利用促進に係る方策が適切に実施されているかを確認し、確実に実施するよう指導している。これらを踏まえて、測定指標を証明書発行請求機の利用率とするとともに、目標年度を令和2年度、目標値を52%以上とした。

海土の中结				年度ごと	の実績値			
過去の実績	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
証明書発行請求機が設置されている登記所における証明書の発行件数*10のうち、証明書発行請求機により請求された件数の割合(%)	21. 8	25. 4	30. 7	34. 1	36. 8	40	42. 1	44. 9
杂	年度ごとの実績値							
参考指標	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
証明書発行請求機が設置されてい る登記所における証明書の発行件 数 (万件)	2, 634	3, 011	2, 860	2, 711	2, 683	2, 508	3, 073	2, 302
登記所内において証明書発行請求 機により請求された証明書の発行	573	766	878	924	987	1, 004	1, 292	1, 033

;nı - + + + + =	甘淮広			年度ごと	の目標値	
測定指標	基準値	基準年度	29年度	30年度	元年度	2 年度
3-1 市町村等の事業実施主体 のニーズを踏まえて行う長期相 続登記等未了土地の解消作業に 着手した数 【新経済・財政再生計画関連:社 会資本整備等分野18 改革工程 表のKPI】	-	_	_	_	_	約14万筆
3-2 市町村等の事業実施主体 のニーズを踏まえて行う表題部 所有者不明土地の解消作業に着 手した数 【新経済・財政再生計画関連:社 会資本整備等分野18 改革工程 表のKPI】	ı	_	_	_	-	約1万5千筆

測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠

「経済財政運営と改革の基本方針2019」(令和元年6月21日閣議決定)に盛り込まれた「新経済・財政再生計画」等において、「市町村長等の事業実施主体のニーズを踏まえて行う長期相続登記等未了土地の解消作業に着手した数:2020年度末までに約14万筆」、「市町村長等の事業実施主体のニーズを踏まえて行う変則的な登記がされている土地の解消作業に着手した数:2020年度末までに約1万5千筆」とのKPIが設定されていることから、当該数を測定指標等として採用した。

温土の中体				年度ごと	の実績値				
過去の実績	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	
市町村等の事業実施主体のニーズ を踏まえて行う長期相続登記等未 了土地の解消作業に着手した数	Ι	-	Ι	Ι		-	_	197, 702 *14	
市町村等の事業実施主体のニーズ を踏まえて行う表題部所有者不明 土地の解消作業に着手した数	1	-	1	1	1	_	-	7, 887	

達成手段	7	5算額計(執行額))	2 年度 当初	関連する
(開始年度)	29年度	30年度	元年度	予算額	指標
①登記所備付地図整備の推進	4, 455百万円	4,635百万円	4,775百万円	4, 863	1

		(4, 521日万円)	(4,726百万円)	百万円	
達	令和2年 レビュー				
法務局(登記所)が、登記所備付 より、国民の財産の保全を図るととも	004	40			

達成手段	7	岁 算額計(執行額)		2年度	関連
(開始年度)	29年度	30年度	元年度	当初 予算額	する 指標
②登記事項証明書の交付事務等の委 託 (平成20年度)	7, 402百万円 (7, 355百万円)	7,346百万円 (7,269百万円)	7, 428百万円 (7, 339百万円)	7, 782 百万円	2
登記事項証明書等の交付及び登記: (乙号事務)について、民間競争入木				00	41
ととし、より良質かつ低廉な公共サー					

達成手段	7	5算額計(執行額)		2年度 関連 当初 する					
(開始年度)	29年度	30年度	元年度	予算額	指標				
③登記情報システムの維持管理 (平成18年度)	21,953百万円 (21,877百万円) *11	22,446百万円 (22,383百万円)	21,805百万円 (21,717百万円)	18, 596 百万円					
達	成手段の概要等			令和2年 レビュー	行政事業 事業番号				
不動産登記、商業・法人登記等に関する事務を処理する上で不可欠な登記情報システ 0042									
不動産登記、商業・法人登記寺に関する事務を処理する上で不可欠な登記情報システー 0042 ムの安定的かつ効率的な運用を図ることにより、登記所における業務の適正かつ効率的 な遂行を可能とするとともに、インターネットを利用した登記情報の提供や、最寄りの登記所から全国の登記事項証明書等の取得を可能とする。									

達成手段	7	5 算額計(執行額))	2 年度 当初	関連 する
(開始年度)	29年度	30年度	元年度	予算額	指標
④オンライン登記申請システムの維持管理 (平成16年度)	1, 790百万円 (1, 736百万円)	1,804百万円 (1,748百万円)	2,967百万円 (2,941百万円)	3, 641 百万円	_
達		行政事業 事業番号			
不動産登記、商業・法人登記等の登	き記申請や登記事	項証明書等の交付	計請求の登記関係	00	43

手続について、インターネット等を利用したオンラインによる申請(請求)を行うこと —を可能とする。

達成手段	予算額計 (執行額)			2 年度 当初	関連する
(開始年度)	29年度	30年度	元年度	予算額	指標
⑤地図情報システムの維持管理 (平成18年度)	4,287百万円 (4,260百万円)	4, 156百万円 (4, 100百万円)	4, 945百万円 (4, 814百万円)	6, 421 百万円	_
達成手段の概要等					行政事業 事業番号
登記所に備え付けられている地図及び地図に準ずる図面(以下「地図等」という。) 並びに土地所在図等の各種図面に係る事務を処理する上で不可欠な地図情報システムの				00	44

安定的かつ効率的な運用を図ることにより、登記所における地図管理業務の適正かつ効率的な遂行を可能とする。また、登記記録を処理する登記情報システムと連携することで、登記情報と地図情報の一体的な処理を可能としつつ、インターネットを利用した地図等及び各種図面に係る情報の提供や、最寄りの登記所から全国の地図等及び各種図面の証明書の取得を可能にする。

達成手段	予算額計(執行額)			2 年度 当初	関連する
(開始年度)	29年度	30年度	元年度	予算額	指標
⑥電子認証システムの維持管理 (平成12年度)	275百万円 (274百万円)	276百万円 (274百万円)	364百万円 (362百万円)	432 百万円	_
達成手段の概要等					行政事業 事業番号
電子認証システムの安定的な運用を図るとともに、電子認証登記所が発行する電子証明書の利用を更に促進し、国・地方公共団体等へのオンライン申請及び電子商取引の拡大を図る。				00	45

達成手段	7	2 年度 当初	関連 する		
(開始年度)	29年度	30年度	元年度	予算額	指標
⑦登記情報提供システムの維持管理 (平成12年度)	966百万円 (905百万円)	940百万円 (906百万円)	1, 185百万円 (1, 059百万円)	1, 706 百万円	_
達成手段の概要等					行政事業 事業番号
登記情報をより簡易かつ迅速に利用することができるよう, インターネットにより登記情報を閲覧することを可能とするサービスを提供しており, これに必要な登記情報提					46
記情報を閲覧することを可能とするサ	ナービスを提供し	ており、これに必	多要な登記情報提		

達成手段	予算額計 (執行額)	2年度	関連

(開始年度)	29年度	30年度	元年度	当初 予算額	する 指標
⑧動産・債権譲渡登記事務の運営 (平成10年度)	266百万円 (260百万円)	338百万円 (337百万円)	428百万円 (427百万円)	347 百万円	-
達成手段の概要等					行政事業 事業番号
法人がする動産及び債権の譲渡に係る動産譲渡登記及び債権譲渡登記に関する事務並 びにこれらの登記に係る情報を開示するための登記事項証明書等の交付に関する事務					47

を, 法務局 (動産譲渡登記所及び債権譲渡登記所) において行うものである。また, これらの登記申請及び 登記事項証明書等の交付申請に係る事務を円滑かつ効率的に処理するためのシステムである動産譲渡登記シ ステム及び債権譲渡登記システムの運用を行う。

達成手段	予算額計(執行額)			2 年度 当初	関連 する
(開始年度)	29年度	30年度	元年度	予算額	指標
⑨成年後見登記事務の運営(平成12年度)	428百万円 (397百万円)	309百万円 (301百万円)	515百万円 (502百万円)	574 百万円	1
達成手段の概要等					行政事業 事業番号
成年後見制度は、急速に高齢化が進む我が国の社会において、知的障害や精神障害などの理由で判断能力の不十分な方々を保護・支援する制度であり,成年後見等の登記は、				00	48

家庭裁判所がした成年後見開始の審判等の事実を登録・公示し、取引の安全等に資することを目的とし、成年後見人等の権限や任意後見契約の内容などをコンピュータ・システムによって登記するとともに、登記事項証明書(登記事項の証明書・登記されていないことの証明書)を交付することにより、取引の安全等に重要な役割を果たすことを目的とする。

達成手段	予算額計 (執行額)			2 年度 当初	関連する
(開始年度)	29年度	30年度	元年度	予算額	指標
⑩所有者不明土地問題の解消 (平成31年度) 【新経済・財政再生計画関連:社会 資本整備等分野18 改革工程表の KPI】	595百万円 (一) *12	1, 725百万円 (1, 145百万円)	3, 198百万円 (1, 974百万円)	2, 759 百万円	3
達成手段の概要等					行政事業 事業番号
新経済・財政再生計画改革工程表のKPIと同じ指標を、測定指標3-1及び3-2 の解消作業等を実施することにより、所有者不明土地問題の解消を図る。				00	49

達成手段	予算額計 (執行額)	2年度	関連	l
		当创	9 ବ	

(開始年度)	29年度	30年度	元年度	予算額	指標
①登記事務の運営 (一 年度)	5, 241百万円 (5, 603百万円) *13	4,663百万円 (4,619百万円)	4,612百万円 (4,524百万円)	4, 642 百万円	_
達成手段の概要等					行政事業 事業番号
不動産登記制度及び商業・法人登記制度を適正に運営することにより、不動産取引の					50
安全と円滑及び会社・法人等に係る信用の維持を図り、もって、国民経済の基盤を形成 し、資本主義社会の根幹を支えることを目的とする。					

		2 年度		
施策の予算額・執行額	29年度	30年度	元年度	当初予算額
心水のド弁・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	50, 456百万円 (49, 486百万円)	51,095百万円 (49,944百万円)	54,616百万円 (52,654百万円)	54, 181 百万円

*1 「地図混乱地域」

地図と現況とが著しく相違し、登記記録上の土地を現地で特定することができない地域

*2 登記所

令和2年4月1日現在、416庁のうち99庁の登記所に証明書発行請求機を設置している。

- *3 「民活と各省連携による地籍整備の推進(平成15年6月26日都市再生本部方針)」 国において、全国の都市部における登記所備付地図の整備事業を強力に推進する。
- *4 「地理空間情報活用推進基本計画(平成29年3月24日閣議決定)」

第2部-1-(3)

地籍整備の推進等を行う。

*5 「国土強靱化基本計画(平成30年12月14日閣議決定)」

第3章-2-(12) 土地利用(国土利用)

地籍調査の推進や登記所備付地図の作成により、大規模災害時の救急救命活動や復旧活動を支える緊急輸送道路等の整備、道路の斜面崩落防止などの防災関連事業の計画的実施や災害後の円滑な復旧復興の確保を図る取組を推進する。

所有者不明土地について、所有者の探索を合理化する仕組み等の普及を図る。

*6 「経済財政運営と改革の基本方針2020(令和2年7月17日閣議決定)」

第3章-2-(1)④ 地方都市の活性化に向けた環境整備

所有者不明土地等について、基本方針等に基づき対策を推進する。

*7 成長戦略フォローアップ(令和2年7月17日閣議決定)」

6-(2)-iv) -①-エ) 都市の競争力の向上

登記所備付地図の整備を一層推進する。

「所有者不明土地等対策の推進に関する基本方針」(令和2年7月3日所有者不明土地等対策の推進のための関係閣僚会議決定)等に基づき、所有者不明土地への対策を図る。

*8 「都市再生基本方針(平成30年7月13日閣議決定)」

第二-2 安定的な民間都市開発推進のためのファイナンス環境の整備等

都市における地籍整備の緊急かつ計画的な促進を図る。

- *9 「所有者不明土地等対策の推進に関する基本方針(令和2年7月3日所有者不明土地等対策の推進のための関係閣僚会議決定)」
 - 3 地籍調査の円滑化・迅速化

地籍を明確化するための情報基盤である登記所備付地図について, 地方自治体による筆界特定申請や街 区境界調査成果を活用してその整備を進める。

*10 証明書の発行件数

登記事項証明書,印鑑証明書及び地図・図面証明書の発行件数。ただし、オンラインにより請求されたもの及び国又は地方公共団体等の職員が職務上請求したものについては、証明書発行請求機による請求の対象外であるため、除いている。参考指標における証明書の発行件数についても同様である。

- *11 「所有者不明土地問題の解消」の一部を含んでいる。
- *12 「登記情報システムの維持管理」及び「登記事務の運営」に計上している。
- *13 「所有者不明土地問題の解消」の一部を含んでいる。
- *14 測定指標3-1における令和元年度の実績値について

測定指標3-1「市町村等の事業実施主体のニーズを踏まえて行う長期相続登記等未了土地の解消作業に着手した数」について、当初、令和元年度の実績値には、最終的に成果物として登記所に法定相続人情報を備え付けることに着目し、法定相続人情報の作成を受託事業者へ外部委託した数値である「86,849筆」を記載していた。しかし、法務局においては、外部委託に先立って、作業対象地域の土地について、所有権の登記名義人の死亡の事実の有無及び死亡後の経過年数の調査を行っていることを踏まえ、当該調査を行った数値の方がより測定指標に即しているものと考えられることから、令和3年7月16日、実績値を「197,702筆」に変更した。なお、測定指標の参考としている新経済・財政再生計画の改革工程表のフォローアップにおいても、上記の調査を行った数値を実績値として回答している。